

# 環境基本条例前文

私たちのふるさと山形県は、数多くの秀麗な山々、県土を縦貫する母なる最上川、紺碧こんぺきの日本海に象徴され、全国一の面積のブナの天然林をはじめとする豊かな緑や清らかな水などの美しく豊かな自然に恵まれている。この自然と先人のたゆまぬ努力は、悠久の歴史の中で個性的な伝統や文化をはぐくんできた。

本県に数多く設けられている草木塔に見られるように、私たちには、古来から自然の恵みへの感謝の心や自然との共生の思想が息づいている。

私たちは、このような環境から多くの恵みを受けてきたが、近年の資源及びエネルギーの大量消費を基調とする社会経済活動の急速な進展は、私たちの生活の利便性を高めてきたものの、微妙な均衡の下に成り立つ自然の生態系にも影響を及ぼし、さらに、人類の存続の基盤である地球の環境をも揺るがそうとしている。

加えて、生活水準の向上や余暇時間の増大等による私たちの生活様式の変化等を背景として、生活環境に関する意識や価値観は多様化し、私たちは、単に物質的な豊かさや利便性だけではなく、生活にうるおいや安らぎを与える地域の魅力、美しさなどが与えてくれる快適な環境が重要であるとの認識を持つようになってきた。また、私たちは、各地に存在する縄文や古代の遺跡、中世及び近世の寺社、城跡、各地の郷土色豊かな街並みなどに心の安らぎや郷土への誇りと愛着を感じることができる。

このような状況の中、このふるさと山形県の健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは県民の権利であり、私たちは、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくべき責務を有している。

このため、私たちは、環境が人間のみならずあらゆる生命の母胎であり、かつ、限りあるものであることを深く認識し、持続的な発展が可能な豊かで美しい山形県の構築を目指し、県民、事業者及び行政が相互に協力しあい、環境の保全及び創造に関する取組を進めることを決意し、この条例を制定する。

お問い合わせ先

**山形県文化環境部環境企画課**

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL.023(630)2335,2336 FAX.023(630)2133